令和5年第12回 豊明市農業委員会総会議事録

1 開会、閉会に関する事項及び日時

開会 令和5年12月20日 午前10時00分

閉会 令和5年12月20日 午前11時20分

2 出席委員の氏名

＜出席委員＞ 議席番号は抽選による

青木 規久範	渡邉 昭男	平野 敬祐	石川 博正
青山 みか	深谷 明	石川 万里子	蟹井 伸仁
毛受 淳一	近藤 明		

＜出席農地利用最適化推進委員＞

三浦 博明	原田 勝行	加藤 延保	村山 公夫
石川 和孝	小川 泰則		

3 会議に付した議案の件名及び会議の次第

＜議案の件名＞

議案第53号	農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件	別紙1件
議案第54号	農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件	別紙5件
議案第55号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件	別紙66件
報告第39号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の件	別紙2件
報告第40号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件	別紙2件
報告第41号	農地法第18条の規定による農地解約通知の件	別紙4件

＜議事の次第＞

午前10時00分、議長席に会長が着席し開会を宣す。

議　長　　ただいまより、令和5年第12回豊明市農業委員会総会を開催いたします。例によって会期は本日中としてよろしいか。

異議なしの声あり

議　長　　ご異議ないようですので、会期は本日中とします。議事録署名者は、議長の指名でよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

議　長　　議事録署名者は7番委員と8番委員にお願いします。

それでは、議案に入ります。議案第53号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局　　議案第53号について説明します。

申請地は沓掛町地内です。

申請地の現況については、現地確認を行ったところ、耕作放棄地の状態でした。

譲受人の他の所有農地につきましては、営農計画書のとおり作付されておりました。

以上のとおり、今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議　長　　事務局より説明がありましたが、地区担当委員の8番委員の意見を求めます。

8番委員　　12月11日に7番委員と最適化推進委員5番委員と申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議　長　　同じく地区担当委員の7番委員の意見を求めます。

7番委員　　8番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議　長　　同じく農地利用最適化推進委員5番委員の意見を求めます。

最5番委員　　8番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議　長　　他の委員の意見を求めます。

1番委員　　譲受人は高齢ですが、耕作放棄地になってしまっている申請地内の、雑木を伐採することはできるのでしょうか。

事務局　　耕作できるように手入れをしてから耕作する旨の上申書をいただいています。

最5番委員　　譲受人は重機を所有している方なので、問題なく伐採等が行えると思います。

議　長　　他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議　長　　それでは採決します。議案第53号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議　長　　議案第53号は可決といたします。引き続きまして、議案第54号1番案件、農地法第5条の規定による農地転用許可申請についてですが、関連がございますので2番案件、3番案件と一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局　　議案第54号1番案件、2番案件、3番案件について説明します。
申請地は阿野町地内です。
土地造成は整地のみで、汚水等排水は浄化槽により処理し、前面道路側溝へ排水します。雨水は集水桝で集水し、前面道路側溝へ排水します。
申請地敷地境界にはコンクリートブロック積みを設置し、隣接地への土砂及び雨水の流出を防除します。
建築物は2階建ての計画ですが、周辺農地に対する日照通風等には影響を及ぼさないように対処します。
また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議　長　　事務局より説明がありましたが、地区担当委員の9番委員の意見を求めます。

9番委員　　12月9日に最適化推進委員1番委員と申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議　長　　同じく、農地利用最適化推進委員1番委員の意見を求めます。

最1番委員　　9番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議　長　　他の委員の意見を求めます。

最5番委員　　申請地南側の農地に入れる通路はあるのですか。

最1番委員　　畦道のような通路がありました。

議　長　　他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議　長　　それでは採決します。議案第54号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議　長　　議案第54号1番案件は可決といたします。引き続きまして、議案第54号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議　長　　議案第54号2番案件は可決といたします。引き続きまして、議案第54号3番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議　長　　議案第54号3番案件は可決といたします。引き続きまして、議案第54号4番案件について、事務局の説明を求めます。

事務局　　議案第54号4番案件について説明します。
申請地は沓掛町地内です。
土地造成は、盛土を行い、排水については雨水のみで、敷地南側に調整池を設け、敷地内の雨水を一旦貯留し流量を調整しながら東側の既設排水路へ放流します。

申請地周辺部にはコンクリートブロック積みを設置し、隣接地への土砂流出を防除します。
また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議　長　　事務局より説明がありましたが、地区担当委員の4番委員の意見を求めます。

4番委員　　12月16日に2番委員と農地利用最適化推進委員3番委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議　長　　同じく地区担当委員の2番委員の意見を求めます。

2番委員　　4番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議　長　　同じく農地利用最適化推進委員3番委員の意見を求めます。

最3番委員　　4番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議　長　　他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議　長　　それでは採決します。議案第54号4番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議　長　　議案第54号4番案件は可決といたします。引き続きまして、議案第54号5番案件について、事務局の説明を求めます。

事務局　　議案第54号5番案件について説明します。
申請地は間米町地内です。
土地造成は整地のみで、雨水の排水に関しては、最終桝から申請地の隣地の調整池を経由して東側用悪水路へ放流します。
また、転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議　長　　事務局より説明がありましたが、地区担当委員の5番委員の意見を求めます。

5番委員　　12月18日に11番委員と農地利用最適化推進委員2番委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議　長　　同じく地区担当委員の11番委員の意見を求めます。

11番委員　　5番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議　長　　同じく農地利用最適化推進委員2番委員の意見を求めます。

最2番委員　　5番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議　長　　他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議　長　　それでは採決します。議案第54号5番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議　長　　議案第54号5番案件は可決といたします。
引き続きまして、議案第55号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認について、事務局の説明を求めます。

事務局　　議案第55号について説明します。
1番案件から5番案件が新規契約分、6番案件から10番案件が更新契約分、11番案件から66番案件が法人契約分となっています。

議　長　　事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議　長　　それでは採決します。議案第50号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議　長　　議案第50号は可決といたします。

議　長　　引き続きまして、報告第39号、報告第40号、報告第41号について、報告願います。

事務局　　報告第39号、第40号、第41号について説明

議　長　　以上のとおり、報告第39号、第40号、第41号は専決事項として事務局で受理しています。

その他今後の予定について協議

議　長　　それでは、本日の議案は全て終了しましたので、これをもちまして閉会いたします（時に午前11時20分）。